

第 10 号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例
熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく
命令に定めるもののほか、」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」
という。）の規定に基づく流域下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項並びに
下水道法（昭和33年法律第79号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定
に基づく」に改める。

第2条中「、法」の次に「、下水道法、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第40
3号）」を加え、「。以下「政令」という。」を削る。

第3条中「法第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道」を「流域下水道事業」
に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条を第18条とする。

第12条中「の各号」を削り、同条を第17条とする。

第11条中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「以下」を「次条及び第18条に
おいて」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「法
第21条第2項」を「同法第21条第2項」に改め、同条第6号中「政令」を「下水道法
施行令」に改め、同条を第15条とし、第9条を第14条とする。

第8条中「第6条」を「第11条」に改め、同条第2号中「以下」を「第15条第6号
において」に、「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1号中「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「第8条」を「第13条」に改め、同条第3号及び第5号中「政令」を「下水
道法施行令」に改め、同条を第11条とする。

第5条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「法第
7条第2項」を「同法第7条第2項」に、「第9条」を「第14条」に改め、同条を第1
0条とし、同条の前に次の4条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは不動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第8条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上累の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第9条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

第4条の見出しを「（経営の基本及び名称）」に改め、同条中「流域下水道の名称」を「流域下水道事業の施設として設置する流域下水道の名称」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第5条とする。

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(法の財務規定等の適用)

第4条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 熊本県流域下水道事業特別会計条例（昭和57年熊本県条例第17号）は、廃止する。

(提案理由)

流域下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。